○厚生労働省令第百六十六号

身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第十五条第一項の規定に基づき、身体障害者補助犬法第十六条に規定する業務を行う者を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

厚生労働大臣　福岡　資麿

身体障害者補助犬法第十六条に規定する業務を行う者を指定する省令の一部を改正する省令

身体障害者補助犬法第十六条に規定する業務を行う者を指定する省令（平成十五年厚生労働省令第百十九号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第十六条に規定する業務を行う者として次の法人を指定する。

身体障害者補助犬の種類	名称	主たる事務所の所在地	指定の日
（略）	（略）	（略）	（略）
介助犬	社会福祉法人日本介助犬福祉協会	千葉県館山市布沼字平砂浦一二一〇番地一二三	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
介助犬	公益財団法人日本補助犬協会	（略）	（略）
介助犬	一般社団法人Ｄｏｇ ｆｏｒ Ｌｉｆｅ Ｊａｐａｎ	愛媛県松山市三町三丁目三番二十六号	令和六年十二月二十七日
（略）	（略）	（略）	（略）
聴導犬	社会福祉法人日本介助犬福祉協会	千葉県館山市布沼字平砂浦一二一〇番地一二三	（略）
聴導犬	一般社団法人Ｄｏｇ ｆｏｒ Ｌｉｆｅ Ｊａｐａｎ	愛媛県松山市三町三丁目三番二十六号	令和六年十二月二十七日

改正前

身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第十六条に規定する業務を行う者として次の法人を指定する。

身体障害者補助犬の種類	名称	主たる事務所の所在地	指定の日
（略）	（略）	（略）	（略）
介助犬	社会福祉法人日本介助犬福祉協会	千葉県館山市布沼字平砂浦一二一一番地一二三	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
介助犬	公益財団法人日本補助犬協会	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）
聴導犬	社会福祉法人日本介助犬福祉協会	千葉県館山市布沼字平砂浦一二一一番地一二三	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百六十七号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第六十四条第三項の規定に基づき、国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

厚生労働大臣　福岡　資麿